

昭和 5 3 年 4 月 1 日 財 第 3 7 4 号
本庁各課（室）長、議会事務局長、各種委員会事務局長、
教育庁各課長、警察本部会計課長あて 総務部長 1 3 号

最終改正 令和 6 年 3 月 29 日財第 1999 号

昭和 5 3 年 3 月 3 1 日佐賀県規則第 1 3 号をもって、佐賀県補助金等交付規則が交付され、同年 4 月 1 日から施行されたので、昭和 5 3 年度の予算に係る補助金等から適用されることになりました。

ついては、この運用に当たっては、下記事項に留意の上、遺漏のないようにしてください。

記

1 趣旨（第 1 条関係）

（１）この規則は、補助金等の交付の申請及び決定、補助事業の遂行、実績報告、補助金等の確定、交付決定の取消し、返還、財産処分制限等、各補助金等に共通する基本的事項を定め、補助金等の事務処理の統一及び合理化とあわせて、予算の執行の適正化を図るため制定されたものであること。

（２）法令、条例及び他の規則に特別の定めがあるもののほか、個々の補助金等に関しては、この規則とともに、第 2 3 条によって定められるそれぞれの要綱等とあわせて運用されることとなるものであること。

この場合、「法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか」とあるのは、補助金等の交付について、特に法令、条例及び他の規則に特別の定めがあるものについては、それによるべきであるとの当然の規定であり、この規則は、これら以外の一般的規定であるという意味である。

したがって、両者は、当然、特別法と一般法との規定にたつものであり、法令、条例及び他の規則に特別の規定がない事項については、この規則の規定が一般法として適用されるものであること。

2 定義（第 2 条関係）

（１）この規則の適用を受ける補助金等とは、（イ）県が公益上の必要により、県以外の者に対して交付する補助金、利子補給金、負担金、交付金等の給付金で、（ロ）県が相当の反対給付を受けず、（ハ）給付を受ける相手方において使用すべき特定の用途のために交付されるものである。したがって、名称がたとえ分担金、助成金、奨励金等であっても、県が相当の反対給付を受けず、特定の用途のために交付する給付金で知事が

指定するものは、補助金等としてこの規則の適用を受けるものであること。

この場合、相当の反対給付とは通常取引関係のそれであり、交付される補助金等と直接の対価関係にある役務又は物の給付をいうのである。従って、各種協議会の分担金、会費等は相当の反対給付を伴うものであるので、この補助金等にはあたらず、また、間接税の特別徴収義務者に対する報奨金等は、相当の反対給付を伴うものではないが、特定の使用目的のために交付するものではないので、この補助金等にあたらぬこと。

- (2) 間接補助金等とは、県が支出する補助金等がいくつかの中間者の手を経て最終消費者に交付される場合が多いので、間接補助金等という考え方を設けたものである。第3項第1号は県から給付される補助金等が市町村等の中間交付機関の手を経由して、農業者等の最終使用者に授受されていく場合であり、第2号の間接補助金等の類型は、補助金等のなかで利子補給金の持つ特殊な受益形式に照応する規定である。即ち、利子補給金については、利子補給それ自体が目的ではなくて、利子補給の対象となる低利融資の資金が県の期待する事業の遂行に使用されることが目的であるので、当該資金を間接補助金等とすることとしているのであること。

3. 補助金等の交付申請（第3条関係）

- (1) 補助制度のなかには、法律、条例等の根拠規定に「補助しなければならない」とか「補助する」とか規定されているものもあるが、かかる規定も、補助金交付申請の有無にかかわらず、県が補助金の交付決定を行うべきことを義務づけているものでなく、まず補助金の交付を受けようとする者が、補助金を必要とする所以を申請し、それによって県が、当該法律、条例等が規定する補助金の交付を必要とする特定の条件が存在するか否かを判断し、もし必要であると判断するならば、はじめて補助すべきことを命じているにすぎない。従って、補助金等の交付を受けようとする者は、必ず申請書を提出しなければならないものであり、県は、この申請書に基づき補助金等の交付の必要性を判断するものであること。
- (2) 「その定める期日」については、要綱等で定めることとなるが申請書の提出期日を定めるについては、その調査期間、補助事業等の遂行期間等を勘案し、なるべく早い時期を規定すべきものであること。
- (3) 申請書の様式及び添付書類の種類、内容等は、要綱等で定めることとなるが、補助金等の交付決定に必要な範囲内で、最小限度のものにとどめること。
- 特に、個人情報や法人・団体に関する情報については、佐賀県個人情報保護条例の趣旨を踏まえること。
- (4) 申請書の提出部数は、申請者の負担軽減を図る観点から、国・県ともに原本を持つ必要があるものなどを除き、一部とすること。

4. 補助金等の交付の決定（第4条関係）

- (1) 交付の決定に当たっては、(イ) 当該申請に係る補助金等が法令等又は予算で定めるところに違反していないかどうか、(ロ) 補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、(ハ) 金額の算定に誤りがないかどうか等を適正に審査したうえで決定するものであること。

その方法には、書類審査と現地調査の方法があるが、現地調査は、建設工事のように、自然的条件の実地調査を行ったうえで決定を要する場合等に行うこととし、それ以外のものは、原則として書類審査によることとなること。

- (2) 交付申請の内容を調査した結果、その内容が単に技術的な不備等であるときは、その申請を却下するより、その内容に修正を加え、又は条件を付して決定する方がより合理的な場合も考えられるので、このような場合には、当該申請にかかる事項を修正して迅速に交付決定を行うことができるものであること。

なお、この修正を加える場合には、その申請に係る補助事業等を不当に困難とさせないよう留意し、修正の内容によっては事前に申請書の修正を了解を得るとともに、その内容を明らかにしておく必要があること。

- (3) 申請から交付決定までの事務処理について、常にその期間の短縮に努め、県、申請者を通じた業務量の縮減を図ること。
- (4) 補助金等の申請から交付決定までの期間を予め示すことは、申請者の予見可能性を高める観点から重要であるため、申請書が到達してから交付決定をするまでの標準的な処理期間を、国の交付決定が県の交付決定に影響を与えるもののうち国において標準的な処理期間が定められていないものを除き、交付要綱で定めること。

5. 補助金等の交付の条件（第5条関係）

第1項に列举されている条件は、補助事業等を能率的に遂行させ、また、情勢の変化によって補助金等がいたずらに浪費されることのないようにするため、共通的な事項について定めるものである。従って、個々の補助金等に対する条件については、要綱等で具体的に定めるとともに、交付決定通知書に記載して補助事業者等に通知すること。（別添交付決定通知書例参照）

ア 第1号 交付決定後の事情により、補助事業等の内容等に変更が生じた場合、この変更が客観的な理由によるものであり、しかも変更を認めても交付の目的に反しないものに限り承認を与えるものであり、勝手にこれを変更し得ないようにしようとするものであること。「経費の配分の変更」とは、例えば工事費と事務費の使途の区分があるものを相互に流用しようとする場合や間接補助金等にあつては、末端の事業主体の割当てを変更しようとする場合をいい、「補助事業等の内容の変更」とは、事務又は事業計画の変更をいうものであって、いずれの変更についても県にその判断を留保しようとするものであること。

なお、「知事の定める変更」については、その承認を不要とした。この「知

事の定める変更」については、従来の「軽微な変更」同様、要綱等で定めるものであること。

この「知事の定める変更」は、変更内容が補助事業の目的に沿ったものであり、当初の申請内容と同質性が失われない範囲のものである場合に、現場における判断を迅速に補助事業に活かせるようにすること、及び変更承認事務に要する申請者及び県の事務負担の軽減に資する趣旨であることを勘案し、要綱等で定めること。

イ 第2号 補助事業等を行うための契約の締結につき制限を付し、その他経費の使用
方法が最適であるように特定の義務を課そうとするものであること。

ウ 第3号 「補助事業等の中止」とは、相当の期間にわたり補助事業等の遂行が中断
される場合であること。なお、廃止についての承認をした場合、既に施行し
た事業の部分については、精算し、額の確定をすることとなること。

エ 第4号 「補助事業等が予定期間内に完了しない場合」又は「補助事業等の遂行が
困難となった場合」においてこれらの理由をいち早く把握し、事後の措置
を講じなければならないので、補助事業者等に対して速やかに報告するよう
義務づけようとしているものであること。

6. 決定の通知（第6条関係）

補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその内容及び条件を交付決定通知書に
より申請者に通知するものであること。この通知は、補助金等の交付という支出負担の
意思表示を意味するものであること。

7. 申請の取り下げ（第7条関係）

補助金等の交付の決定の内容又は付された条件について、申請者に不服があり、補助
事業等を遂行する意思をなくした場合は、補助制度の趣旨からして、申請の取下げを認
めるほかないので、この規定を設けたものであること。しかし、補助金等に係る予算の
適正な執行のためには、いつまでも申請者の一部に態度不明の者がいることは適当では
ないので、交付決定後の申請の取下げのできる期限を交付決定通知書により申請者に通
知するものであること。

なお、取下げに当っては、そのてん末を明確にするため、文書により処理するもので
あること。

8. 事情変更による決定の取消し等（第8条関係）

（1）補助金等の交付の決定の際の客観的条件が、事前着手前あるいは事業遂行途中にお
いて著しく変化する場合が考えられるが、このような場合は、いたずらに効果のない
資金が消費されることのないよう「決定の全部若しくは一部の取消し」又は「決定の
内容若しくはこれに付した条件の変更」の二つの方法を一方的に行うことができるも

のであること。

(2) ただし、交付決定自体を取り消すことは、これを前提として新たに築かれた諸々の関係を覆すことであり、補助事業者等の安定性を害することになるので、公金の能率的使用という県の立場と、補助事業者等の立場を調整する意味から、第2項において決定の取消しができる場合を限定したものであること。

(3) 本条の取消しは、補助事業者等又は間接補助事業者等の責任のない客観的事情の変化によって事業を廃止するのであるから、第3項各号に掲げるような事業廃止の附帯経費にも県が補助金等を交付できるものであること。

9. 補助事業等及び間接補助事業等の遂行（第9条関係）

(1) 補助金等は、県が公益上の必要に基づき、貴重な公金を交付するものであることに鑑み、補助金等の交付の目的を十分に達成するため、補助事業者等が当然に遵守すべき事項を規定したものである。なお、「善良な管理者の注意」とは、一般的、客観的な標準に基づく注意義務をいうものであること。

(2) 第2項は、第1項の趣旨と同様の事項について補助事業者等が間接補助事業者等に対して遵守させるべきことを義務づけているものであること。

10. 状況報告及び調査（第10条関係）

(1) 状況報告は、補助事業等の遂行の指示、是正措置等を行うための資料になるものであるので、個々の要綱等によって報告すべき内容、時期等を定めることとなること。

(2) 執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、随時調査することができるものであること。

11. 補助事業等の遂行の指示等（第11条関係）

(1) 本条は、補助事業等の遂行の指示及び命令の規定であり、第10条の報告等により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又は条件のとおり遂行されていない場合に行うものであること。

(2) 補助事業等の遂行の指示をしたにもかかわらず、依然としてこれに従わないような場合には、事業の一時停止を命ずることになること。

(3) 補助事業の一時停止は、補助事業者等に反省の機会を与えると同時に当該補助事業者等が補助金等の交付の目的を達成することができるかどうかを判断して、是正の見込みがないものについては、第16条第1項該当となり、交付決定の全部又は一部を取消し、補助金等の返還の措置をとるものであること。

12. 実績報告（第12条関係）

(1) 実績報告書は、補助事業等の成果が交付の決定の内容及び条件に適合するか否かを審査し、補助金等の精算による補助金等交付事務の結了又は是正措置のいずれを取る

かを判断するため提出させるものであるから、適確な判断ができるよう要綱等において、様式、添付書類、提出時期を定めること。

この実績報告書においては、補助事業等の成果が把握できるよう、できる限り具体的数値などを盛り込むこと。

ただし、補助事業の効果の発現が、補助事業終了後一定期間を要するものなど実績報告書提出までに事業効果を適確に把握することが困難な場合は、実績報告書とは別に、適切な時期を選び、事業効果を把握すること。

この実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とし、その際、把握したことについて、次年度以降の予算に反映させること。

- (2) 補助金等の計上されている県の予算制度が、原則として会計年度単位となっているので、これとの調整を図るため、県の会計年度が終了した場合にも実績報告書の提出の義務を課したものであること。この場合、予算の繰り越し制度の措置との関係や事業の将来の可能性の再検討の関係から翌年度以降の補助事業等の遂行計画を付記する必要があること。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となった計画に比して変更がないときは、付記する必要はないものである。

13. 補助金等の額の確定（第13条関係）

実績報告書を受理した場合、第13条に規定する方法による審査及び調査の結果、補助事業等の成果が交付の決定の内容及び条件に適合すると認めるとき、交付すべき補助金等の額の確定をするものであること。この場合「適合する」とは、補助事業等の成果が事業の内容、それに要する経費の見積り及び負担割合等を定める決定の内容に照らして、満足すべきものと認められることをいうものであること。従って、適合すると認めた場合は、(イ) 補助金等の交付に関する意思表示を変更する必要があるか否か、(ロ) 変更するとすればどのような変更を加える意思かを明らかにしなければならないのであり、これが確定という行為であること。

その内容としては、(イ) 補助金等の追加交付決定をなすか、(ロ) 補助金等の一部取消（減額決定）をなすか、あるいは(ハ) 当初の交付決定を変更しない旨のいずれかの意思表示であること。

しかしながら、交付決定の補助金額を最高限度とし、それ以上増額しない旨の意思表示である「打切補助（定額補助）」については、補助金等の追加交付の意思表示としての確定は行えないものであること。

14. 是正のための措置（第14条関係）

実績報告書等による調査の結果、補助事業等の成果が、決定の内容及び条件に適合しないときは、適合させるための処置をとることを補助事業者等に命ずべきものであること。

と。是正の措置をとることが、無意味な場合等は、交付決定の取消し、補助金等の返還命令をなすべきものであること。なお、是正の措置をとった場合は、その結果の実績報告をさせ、報告の結果と是正の命令の内容とを比較して満足すべきものであれば、第13条の確定を行うものであること。

15. 補助金等の交付（第15条関係）

- (1) 交付請求書の様式については、個々の補助金等ごとに要綱等で定めるものであること。
- (2) 補助金等の交付の目的、補助事業等の内容、交付の相手方等を総合的に勘案して、必要があると認められる補助金等については、概算払又は前金払により支出することができること。この場合、概算払又は前金払により交付する補助金等については、要綱等にその旨規定するものであること。
- (3) 概算払又は前金払による補助金等の支出に当っては、補助事業等の進捗度合、補助事業者等の当該補助事業等に要する経費の支出状況等を適正に検討して、概算払又は前金払の時期、回数及び金額を決定することとし、過払いとなって、不必要な補助金等が補助事業者等の手元に滞留するような事態にならないよう留意すること。

16. 補助金等の交付の決定の取消し（第16条関係）

- (1) 本条による取消しは、第8条の事情変更による取消しと異なり、相手方の義務違反に基づく主観的な要件による取消しであり、過去にさかのぼってできるものであり、補助金等の返還に加算金が付されるものであること。
- (2) 間接補助事業者等の義務違反に係る取消しは、中間的な交付機関としての補助事業者等に対して行うものであること。
- (3) 本条の取消しは、偽りの実績報告等により県が判断を誤って確定行為をした場合等、補助金等の額の確定後においても行えるものであること。
- (4) 本条の取消しのあった場合において、補助事業者等に取消行為の内容を通知しなければならないことは、第8条の取消しと同様であること。

17. 補助金等の返還（第17条関係）

- (1) 補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、補助金等が交付されているとき及び補助金の額を確定した場合において、その額を超えて補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならないものであること。
- (2) 本条第3項は、「やむを得ない事情があると認めるとき」は、返還の期限を延長することができる旨の規定を設けているが、この「やむを得ない事情」とは、間接補助事業者等の義務違反に基づいて返還命令を発する場合に、補助事業者等が間接補助事業者等からとりたての努力を充分払っているにもかかわらず、間接補助事業者等の経済

状態等の理由で回収遅延が予想されるような場合であること。

18. 加算金及び延滞金（第18条関係）

- （1）加算金は、補助事業者等がその義務違反によって補助金等の返還を命ぜられる場合に課するものであること。
- （2）延滞金は、補助金等の返還を命ぜられた補助事業者等が命ぜられた期日までに補助金等を納付しなかった場合に課するものであること。

19. 加算金の計算（第19条関係）

補助金等の交付は必ずしも一度に行われるものでなく、前金払、概算払により四半期ごとに、あるいは数回にわたり交付される場合もあり、取り消された補助金等が、その何回目に交付されたものに相当するか判定が困難なため、返還を命ぜられた補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、返還を命ぜられた額が、その日に受領した額を超えるときは、返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼって計算すること。

20. 延滞金の計算（第20条関係）

返還を命ぜられた補助金等の額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算では、その納付金額を控除した残りの未納付額について延滞金を課するものである旨の規定であること。

21. 他の補助金等の一時停止等（第21条関係）

補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の納付を行わなかった場合、その補助事業者等に対する同種の事務又は事業についての補助金等の交付の一時停止又は当該補助金等との相殺ができるものであること。この場合、同種の「事務又は事業」とは、原則として「本部」単位の補助金等をいうものであり、「相当の限度」とは、必ずしも、未納付額と同額ということではなく、未納付額と同程度の金額の補助金等であれば多少の差異があっても、その全体の停止が可能であること。

22. 財産処分の制限（第22条関係）

- （1）補助事業等により取得した財産は、補助金等が「物」に形を変えたものであり、補助事業者等の所有に属するものであるとはいえ、多分に公益的性格をもつものであるため、その処分については、一定の制限を加え、交付の目的にそって財産が使用されることを確保するため、規定したものであること。
- （2）制限の内容は、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合で、これらの場合は知事の承認を必要とすること。
- （3）処分を制限される財産は、不動産及びその従物のほか、機械及び重要な器具等、知事が必要と認めて指定したものであるが、これらの処分制限期間については、個々の

要綱等で定めることとなること。この場合、国の間接補助金等によるものは、国の処分制限期間と同一期間とすることとし、その他の機械及び重要な器具等については「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」を参考として定めること。

（4）財産処分の承認基準については、国の間接補助金等によるものは、国の承認基準と同じとし、県単独補助金については以下の内容の趣旨を踏まえ個々の要綱等で定めること。

① 市町村等が行うもので、概ね10年経過した補助対象財産の財産処分の承認については、原則、報告等をもって知事の承認があったものとみなすこと（包括承認事項）。概ね10年経過前であっても、災害等による損壊等、補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分についても同様とすること。

② ①の承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び県への納付を求めないこと。なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に県への納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができること。

③ 市町村等以外の者が行う財産処分の承認についても上記①、②の趣旨を踏まえ適切に対処すること。

23. 補助金交付要綱等の制定（第23条関係）

（1）この規則は、1で述べた如く各補助金等に共通する基本的事項を定めたものであるため、個々の補助金等については、別添の準則を参照の上、適宜取捨し、また必要な規定を加えて、速やかに補助金等交付要綱を制定すること。

なお、現に制定されている補助金等交付要綱についても、この規則の規定に適合したものとするため、必要な改正を行うこと。

（2）要綱の形式は、告示形式によるものとその他のものがあるが、（イ）補助金等の交付の対象者に周知させるため告示することが必要なもの。（ロ）利子補給金等の如く、補助金等の性格上、相当の期間継続して交付する必要のあるもの等については、佐賀県例規集への収録の必要性も勘案のうえ、告示形式による要綱を制定すること。

（3）特に、県単独の補助制度については、補助要件、補助対象経費などを要綱で定める前に、申請予定者等の意見を聴取し、その意見をできる限り要綱の内容に反映させることにより、利用者の立場にたった補助制度とすること。